

東京アクアシンフォニー実行委員会 業者等選定委員会要綱 新旧対照表

改正案	現行
第 1 条及び第 2 条 （現行のとおり）	第 1 条及び第 2 条 （略）
第 3 条 選定委員会は、委員長及び委員 5 名をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にあるものをこれに充てる。 委員長 東京都港湾局 臨海開発部長 委 員 港区産業・地域振興支援部 観光政策担当課長 委 員 株式会社東京臨海ホールディングス 事業調整部長 委 員 一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会 <u>統括</u>事務局長 委 員 公益財団法人東京観光財団 地域振興部長 委 員 アーツカウンシル東京 <u>支援デザイン担当</u> <u>プログラム・ディレクター</u>	第 3 条 選定委員会は、委員長及び委員 5 名をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にあるものをこれに充てる。 委員長 東京都港湾局 臨海開発部長 委 員 港区産業・地域振興支援部 観光政策担当課長 委 員 株式会社東京臨海ホールディングス 事業調整部長 委 員 一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会 事務局長 委 員 公益財団法人東京観光財団 地域振興部長 委 員 アーツカウンシル東京活動支援部 支援デザイン担当課長
第 4 条から第 10 条まで （現行のとおり）	第 4 条から第 10 条まで （略）
附 則 この要綱は、令和 7 年 1 月 23 日から施行する 附 則 この要綱は、令和 8 年 2 月 13 日から施行する <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 8 年 7 月 日から施行する</u>	附 則 この要綱は、令和 7 年 1 月 23 日から施行する 附 則 この要綱は、令和 8 年 2 月 13 日から施行する